

【2012 年 10 月 17 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第 79 号 ■

【今号の内容】

- フリーターの正規雇用にご協力ください
 - 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の手続きを一部変更しました
 - ワーク・ライフ・バランスの取組事例を募集中です
- ～ チーム単位での業務効率化事例を「カエルの星」として認定 ～

フリーターの正規雇用にご協力ください

厚生労働省では、フリーターの正規雇用を支援しています。

特に今年度は、専門職員がマンツーマンで就職までを強力的にバックアップするため、県庁所在地を中心に「わかもの支援コーナー」を、それ以外の市町村には「わかもの支援窓口」をそれぞれ 4 月に設置したほか、10 月 1 日には東京・愛知・大阪に「わかものハローワーク」を設置しました。

スキルアップのためのセミナーや、就職面接会の実施など、フリーターに特化した支援を実施していきますので、事業主の皆さまにはぜひ、最寄りのハローワークへの求人登録をお願いします。

【支援の詳細および所在地はこちら】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002k76u.html>

なお、ハローワークなどを通じて対象となる若年者等を雇用した場合には奨励金が受けられますので、ぜひご活用ください。

○若年者等トライアル雇用奨励金

職業経験や技能、知識がないために就職が難しい 45 歳未満の求職者をハローワークなどの紹介により一定期間、トライアル雇用した場合に奨励金を支給します。

(支給額、期間)

・月額最大 4 万円 × 最大 3 か月

(主な支給要件)

- ・ 職業経験、技能、知識不足などのため、試行雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が判断した 45 歳未満の求職者を、常用雇用を前提として原則 3 か月間の試行雇用を実施
- ・ ハローワークから紹介を受ける前に、対象者と雇用の約束をしていないこと

支給要件は上記以外にもございますので、詳しくは最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

【詳しい支給要件などはこちら】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/pdf/c02-1-youken2.pdf>

【ハローワーク所在地】

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の手続きを一部変更しました

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金で、教育訓練を実施した場合の支給申請手続きを 10 月 1 日から一部変更しました。

10 月以降に判定基礎期間の初日がある支給申請からは、事業所外訓練を行った場合にも、受講者本人が作成した書類（受講者本人が記入・作成し、署名・押印したアンケートや受講レポートで、訓練を受けた日が分かるもの）の提出が必要になります。この書類がそろわない教育訓練は支給対象になりませんので、ご注意ください。

【詳しくはこちら】

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/shikyu_03.pdf

ワーク・ライフ・バランスの取組事例を募集中です
～ チーム単位での業務効率化事例を「カエルの星」として認定 ～

内閣府では平成 20 年から、働き方を「変える」という意味の「カエル・ジャパン」運動を行っています。

この運動の一環として、ワーク・ライフ・バランスの推進に成果を上げた企業や団体の取組事例を募集します。企業・団体における部・課・班・チームなど、所属組織単位での取組事例について、ご応募ください。応募のあった中から、他の企業の参考となる好事例を「カエルの星」として選定し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業に情報発信するなど、さらなる推進に役立てます。

- ・ 応募締切は 10 月 31 日（水）（選定結果は年内公表予定）
- ・ 平成 24 年度は 5 事例程度を「カエルの星」として認定書を交付し、記念品を贈呈します。

【詳細情報・申込み】

http://wwwa.cao.go.jp/wlb/change_jpn/khosi.html

※ これまでは毎月第 1 水曜日（原則）に発出する号を〇〇号、それ以外に不定期に発出する号を別刊〇〇号としていましたが、今後は別刊を特集第〇〇号といたします。バックナンバーの表記も変更していますのでご注意ください。

=====

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応していません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。

- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====